

税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

保育料／3月分

納期限／4月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会での手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続

きしてもらおうように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。

軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両分のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただくように、お願いいたします。□頭でのご依頼は受け付けかねますので、ご了承ください。

●問合せ先
総務部税務課

軽自動車の名義変更及び廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変

混雑する状況となっております。このため、名義変更および廃車の届出はできる限り3月中旬頃までに済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会

愛知主管事務所

☎050-3816-1770

ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>

税務課窓口で発行できる主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日から発行されます。

① 所得証明書

前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村県民税の年税額や扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日から発行されます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土地・家屋の所在地、地目、地積(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内容に加えて、評価額が記載されています。

③ 価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同じですが、使用目的が登記に限られます。

④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、税額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。まだ、納期が来ていない税金については、「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自動車税の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

●本人確認

窓口での申請者が、本人または同じ世帯の方であれば、身分証明書の提示により証明書を発行



住民の皆さんに納めていただく税は、まちづくりや住民の皆さんの暮らしを支える大切な財源です。

税の納付は期限内に！

- **問合せ先**
総務部税務課
- ・申請書(村公式ホームページの「暮らし」税金↓税金に関する主な証明)よりダウンロードできます。
- ・申請者の身分証明書のコピー
- ・切手を貼った返信用の封筒
- ・定額小為替(郵便局で購入できます)。

● **郵送での申請**
郵送でも申請することができません。次の書類を郵送してください。

● **手数料**
1通200円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご確認ください。

● **滞納の場合**
何れも連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います。税に充当することになります。

大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけていない方もおられます。納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

● **滞納の場合**
何れも連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います。税に充当することになります。

- ① 督促状を送付
- ② 電話や文書にて納税を催告、税を徴収
- ③ 財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施
- ④ 差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

● 納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早目にご相談ください。

● **問合せ先**
総務部税務課

「あいち森と緑づくり税」の延長についてー愛知県からのお知らせー

愛知県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、「あいち森と緑づくり事業」を平成21年度から平成30年度までの10年計画で実施しており、この事業の財源として、県民の皆さんや企業の方々に「あいち森と緑づくり税」を平成30年度までの課税期間でご負担いただいています。

この度、県内の森と緑の状況や、これまでにいただいた事業に対する意見、要望などを踏まえ、この事業を平成31年度以降も継続することとし、「あいち森と緑づくり税」についても平成35年度まで5年間延長することとしました。

● **「あいち森と緑づくり事業」の概要**
「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上など様々な働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、①森林の整備、②里山林の保全、③都市緑化の推進、④環境活動・学習の支援などの事業を進めています。

● **「あいち森と緑づくり税」の概要**
個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、平成21年度分から均等割に年額五百円を、法人県民税の納税義務者の方には、平成21年4月1日以降開始する事業年度分から均等割の5%(年額一千万〜四万円)を、「あいち森と緑づくり税」として、それぞれ加算してご負担いただいております。

● **問合せ先**
「あいち森と緑づくり税」に関すること
愛知県西尾張県税事務所
☎0586-4513169(直通)

「あいち森と緑づくり事業」のうち
・森林・里山林に関すること
愛知県農林水産部森林保全課
森と緑づくり推進室
☎052-954-6455(直通)

・都市の緑に関すること
愛知県建設部公園緑地課
☎052-954-6526(直通)

・環境活動・学習に関すること
愛知県環境部環境活動推進課
☎052-954-6241(直通)